様式２

生産行程管理業務規程

令和５年11月20日

１　作成者

住所（フリガナ）：（〒900-0033）沖縄県 那覇市 久米 ２丁目２番10号
中小企業振興会館 ３階　那覇 商工 会議 所内

名称（フリガナ）：沖縄県 観光 おみやげ 品公正取引協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長　松本 元一

ウェブサイトのアドレス：　－

２　農林水産物等の区分

区分名：第10類　パン類及び菓子類

区分に属する農林水産物等：菓子類（焼き菓子）

３　農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ちんすこう、Chinsukou、金楚餻 、金楚糕

４　明細書の変更

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会（以下「おみやげ品公取協」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第１項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

５　明細書適合性の確保のために必要な措置

（１）会員への周知・指導等

おみやげ品公取協は、会員に対し、「ちんすこう」の明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア　「原料」

会員は、仕入伝票等により、原料の小麦粉等の穀粉、砂糖、ラード（ラード由来の油脂を含む）の記録を保管する。

イ　「製造の方法」

会員は、明細書に記載された製造の方法が遵守されていることが分かる記録を保管する。

ウ　「現地調査」

おみやげ品公取協は、会員が明細書に記載された製造の方法を遵守していないことが疑われる場合には、当該会員に対して現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（２）手順の妥当性を見直す機会

おみやげ品公取協は、上記（１）に記載の手順について、定期的に、その妥当性を検証する。

６　明細書適合性の指導

おみやげ品公取協は、会員が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが判明した場合には、当該会員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにも関わらず、これに従わない場合には、おみやげ品公取協は、当該会員が製造した「ちんすこう」と表示した商品の出荷停止等の措置を行うこともできるものとする。

７　地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

おみやげ品公取協は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「ちんすこう」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

（１）　明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された焼き菓子にのみ、地理的表示等が使用可能であること。

（２）　GI マークを使用する場合は、地理的表示である「ちんすこう」と併せて使用すること。

（３）　GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

８　地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

おみやげ品公取協は、会員による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該会員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、おみやげ品公取協は当該会員の製造した焼き菓子について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

９　重大な違反が判明した場合の報告

おみやげ品公取協は、上記６及び８に関して、会員によるGI産品「ちんすこう」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10　資料の保存

会員及びおみやげ品公取協は、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

（１）上記５における「ちんすこう」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料

（２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア　その事実を裏付ける資料

イ　その事実が判明するに至った経緯及びおみやげ品公取協が行った指導等に係る資料

11　連絡先